

ふじみ野市税条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第90条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 第1項各号の規定により種別割の減免を受けようとする者が当該年度の前年度に同号の規定により種別割の減免を受けていた場合において、当該年度の賦課期日に当該減免に係る軽自動車等が引き続き同号の規定に該当すると市長が認めるときは、前2項の規定にかかわらず、市長が別に定める申請書の提出で第1項の規定を適用することができる。</u></p> <p><u>5</u> (略)</p>	<p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第90条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p>